

平 2 6 生活衛生第 9 6 6 号
平成 2 7 年(2015 年)3 月 1 7 日

関係団体の長 様

山口県環境生活部長



食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を
改正する条例等について (通知)

このことについて、食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例の一部を改正する条例(平成 27 年山口県条例第 23 号)及び食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(平成 27 年山口県規則第 11 号)が、別添のとおり平成 2 7 年 3 月 1 7 日付で公布されたので、お知らせします。

なお、下記に留意の上、改正後の食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例(平成 12 年山口県条例第 7 号。以下「条例」という。)及び食品衛生法施行細則(昭和 48 年山口県規則第 10 号。以下「細則」という。)について、貴会員に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

(1) 条例改正

食品関係営業者は、食品衛生法(以下、「法」という。)に基づき県(下関市にあっては市)が条例で定める「管理運営の基準」を遵守することが義務付けられている。

本県における営業者の、より一層の食品の安全性の確保、信頼性の向上を図るため、国が今年度改正した技術的助言「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を踏まえ、必要な改正を行った。

(2) 細則改正

条例の一部改正に伴い、項ずれが生じたため、所要の改正を行った。

2 改正の概要

(1) 条例改正

条例第 2 条において定める「管理運営の基準」を次のとおり改正した。

ア 「HACCP 導入型基準」の新設

従来型基準(危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準)に加え、新たに HACCP 導入型基準(危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準)を規定し、営業者はいずれかの基準を選択することとした。

イ 「情報の提供に関する基準」等の追加

冷凍食品の農薬混入事案等を踏まえ、異味、異臭、異物混入等の苦情で健康被害につながるおそれが否定できないものに関して保健所へ報告する旨を規定した「情報の提供に関する基準」等を追加し、ガイドラインを踏まえ項目を整理した。

(2) 細則改正

第9条中「別表第1の1の表3の項第1号」を「別表第1の1の表4の項第1号」に改めた。

3 施行期日

平成27年7月1日

4 留意事項

(1) HACCP 導入型基準

ア 管理運営の基準の遵守（法第50条第3項）違反について

営業者が実施すべき管理運営の基準はHACCP導入型基準又は従来型基準のいずれかとするものとしていることから、法第50条第3項（管理運営の基準の遵守）違反となるのは、HACCP導入型基準と従来型基準のいずれも満たしていない場合であること。

イ HACCP 導入型基準の導入について

同一施設において、複数の製造ライン又は複数の種類の製品が存在し、施設全体で一斉にHACCP導入型基準による管理の導入を行うことが困難な場合は、製造ライン又は製品の種類ごとに段階的にHACCPの導入を進めていくことが望ましいこと。その際、他の製造ライン又は製品で従来型基準を満たしている場合には、基本的には、HACCPを導入している製造ライン又は製品も含め、施設として従来型基準を満たすものと考えられるが、管理運営の基準の適合性は、施設単位で判断されることから、万一、施設単位でHACCP導入型基準と従来型基準のいずれも満たしていない場合には、当該施設は、法第50条第3項違反となること。

(2) 情報の提供に関する基準

ア 医療機関への受診勧奨

健康被害事案であるか否かの判断は、医師の診断結果に基づくものとしたことから、消費者等からの苦情において、体調異常の訴えがあった場合は、医療機関の受診を勧奨すること。

イ 苦情事例の集約及び散発事例の共通性の抽出

広域流通食品等に係る苦情を集約し、散発事例の共通性を抽出・解析できるような仕組みを構築すること。

ウ 自主検査等に基づく保健所への報告

自主検査等において、法に適合しない事由が認められ、かつ当該食品が流通している場合には、速やかに保健所へ報告すること。

エ 犯罪性が高いと判断される事案

犯罪性が高いと判断される事案については、直ちに警察に通報するとともに、保健所へ情報提供すること。

オ おもちゃに起因する健康被害

おもちゃに起因する健康被害等についても、食品による健康被害等と同様に対応すること。

カ 苦情に関する報告の目的

苦情に関する報告は、消費者等からの食品衛生に係る情報について、営業者が早期に保健所に報告することにより、適切な助言及び指導の下、迅速かつ効果的な原因究明を実施できるようにするためのものであること。

キ 報告対象となる苦情

「異味又は異臭の発生、異物の混入」は、苦情の例示であり、その他の食品衛生上問題となる苦情であって、「健康被害につながるおそれが否定できないもの」であるものも報告の対象となること。

ク 健康被害につながるおそれが否定できない苦情の例示

「異味又は異臭の発生、異物の混入その他の事項に係る苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないもの」に該当するかどうかについては、食品安全の観点から、個別具体的に判断されるべきものであること。なお、例示として考えられるものは、以下のとおり。

(ア) 苦情の件数にかかわらず、金属片、ガラス片等の異物、病原微生物、食品等の製造等に用いられない化学物質等の混入の疑いなどに関する苦情を受けた場合

(イ) 苦情の件数にかかわらず、食品等を喫食したことによる健康被害の自己申告を含む苦情を受けた場合

(ウ) 一件又は少数の件数である段階では健康被害につながるおそれがあると直ちに判断できない場合であっても、類似する苦情が複数寄せられたこと等により、健康被害につながるおそれが否定できないと判断される場合

生活衛生課
食の安心・安全推進班
担当：林
TEL：083-933-2974
FAX：083-933-3079